

令和 6 年 3 月 2 2 日

(一社) 富田林薬剤師会

会員先生 各位

(一社) 富田林薬剤師会

会長 南 貞子

令和 3 年度介護報酬改定における経過措置 (R6.3.31 限) 関連
「薬局における感染対策指針 (例)」について

平素は、当会活動に、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記に就き、府薬から、連絡がありました。

令和 3 年度介護報酬改定において令和 6 年 3 月 31 日までの経過措置とされました

薬局における感染対策指針につきまして、日本薬剤師会より例示されました。

添付資料をご査収のほど、よろしくお願い致します。

なお、本件については OKISS に掲載しております。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日本薬剤師会
事務局 医薬・保険課
同 学術業務課

薬局における感染対策について（情報提供）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では本年度、厚生労働省医薬局「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」の実施者として、①薬局における感染対策に関する指針の作成、②当該感染対策に必要な知識及び技能を習得させる研修教材の作成、に取り組んでおります。

今般、各薬局でのなるべく早期の感染対策の体制整備に資するべく、同事業の成果物の一部である「薬局における感染対策のための指針及び手順書作成の手引き（案）」について、別添のとおり情報提供いたします。

なお、本事業の成果物の全体像については別紙（参考）のとおりです。成果物が完成次第改めて、都道府県薬剤師会、薬局等における活用についてご案内する予定です。その際、本資料の完成版についても併せてご案内いたします。

また、すでにご案内のとおり、改正感染症法に基づく第二種協定締結薬局、令和 6 年度調剤報酬改定、令和 3 年度介護報酬改定（令和 6 年 3 月末までの経過措置。令和 6 年 1 月 12 日付け事務連絡参照）等においても、薬局の感染対策の取組が求められております。本資料を貴会会員へご周知いただくなど、ご活用いただければ幸甚に存じます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

<別添>

- ・「薬局における感染対策のための指針及び手順書作成の手引き（案）」 

※本手引き中の「本文参照」との記載は、現在作成中の事業成果物①に該当します。別紙並びに追ってご案内する指針や研修教材をご活用ください。

別紙（参考）

令和 5 年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業
予定成果物一覧

成果物①：薬局における感染対策に関する指針

含まれる内容

- （１）標準予防策と経路別予防策
- （２）洗浄・消毒・滅菌
- （３）血液粘膜曝露対策
- （４）新型コロナウイルス感染症や類似の新興感染症への対応（患者や疑似患者の対応に必要な環境整備・個人防護具の適正使用、環境消毒等を含む）
- （５）ワクチンによる感染症の予防
- （６）感染微生物と検査
- （７）アウトブレイク対策
- （８）抗菌薬適正使用と AMR 対策アクションプラン
- （９）感染対策における平時及び緊急時の医療機関や行政等との連携

付録 1：薬局における感染対策のための指針及び手順書作成の手引き

付録 2：薬局における感染対策自主管理チェックシート(例)

※本事務連絡でご案内するのは、上記のうち「付録 1」です。

成果物②：感染対策に必要な知識及び技能を習得させる研修教材

上記指針の内容を踏まえた動画教材（各教材に確認テストを含む）。

※本年 1 月 29 日に開催した「[感染対策に関する指針・研修プログラム] 試行的なオンライン研修」を踏まえて、動画教材を作成中です。

(案)

薬局における感染対策のための指針及び手順書作成の手引き

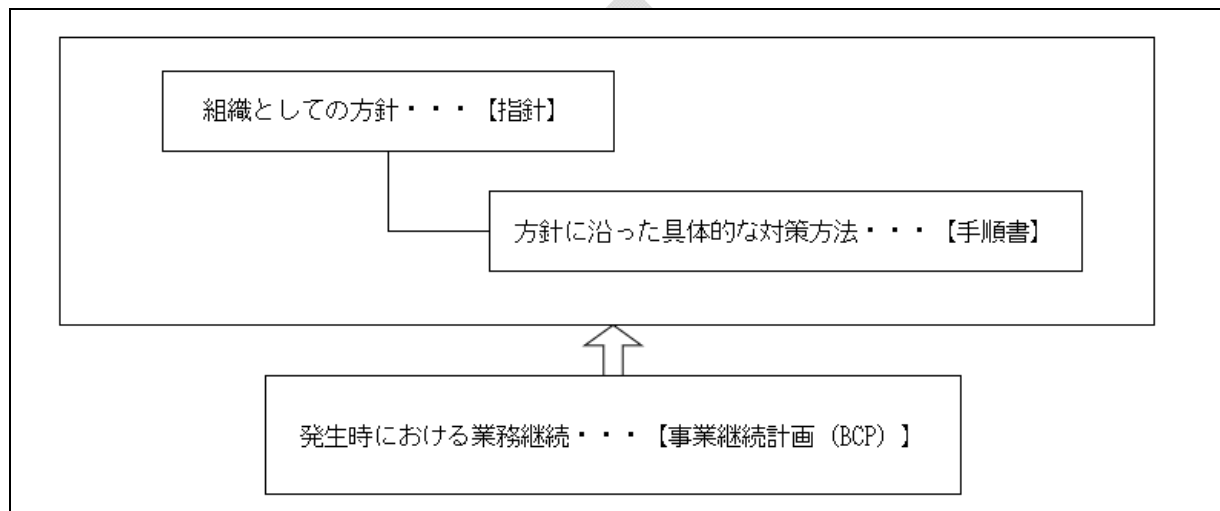
指針・手順書等の位置づけ

ここでの「指針」とは、薬局における感染対策について、当該施設における組織としての理念や方針、考え方を明確にすることを目的として作成されるものを指します。また、「手順書」(マニュアル)は、当該指針に沿って、感染対策に係る具体的内容等を整理し、組織の手順書として整備・標準化するために作成されるものです。

各薬局においては、本資料を参考に、感染対策に係る指針を策定するとともに、平時からの取り組みや感染症発生時の対応のための手順書を作成し、施設ごとに備えていただくことが必要です。

また、感染症発生時を含めた薬局の事業継続計画(BCP)についても、施設ごとに整備することが重要です。

(イメージ図)



指針・手順書に盛り込む事項(例)

項目		指針	手順書
感染対策に係る基本的な考え方		○	
(平時)	体制整備	○	
(平時)	指針・手順書等の作成・整備	○	
(平時)	研修・訓練の実施	○(方針を記載)	○
(平時・発生時)	職員の健康管理	○(方針を記載)	○
(平時・発生時)	薬局の衛生管理	○(方針を記載)	○
(平時)	備蓄	○(方針を記載)	○
(平時・発生時)	医療機関や行政等との連携	○(方針を記載)	○
(発生時)	薬局業務・場面に応じた感染対策	○(方針を記載)	○

次頁に「指針(例)」、続いて手順書作成の考え方を示します。

(案)

薬局における感染対策指針（例）

基本的考え方（目的）

感染を未然に防ぎ、また地域において感染が発生した場合には、感染の拡大防止のため、平時及び感染発生時における薬局業務の適切な対応の維持・確保等が求められる。薬局内または患者の居宅等において、安全かつ適切に、質の高い医薬品提供ならびに薬剤師サービスの提供を維持・確保するとともに、薬局利用者、薬局職員、取引先関係者等の健康と安全を守ることを目的として、本指針を定める。

1. 平時の対策

1.1. 体制整備

平時及び感染発生時における薬局業務の適切な体制を確保・構築するため、感染対策委員会を設置・運営する。

当薬局における体制（例）

- ・ 感染対策にかかる管理者：（役職、氏名）
- ・ 物品購入、補助金申請等の事務：（役職、氏名）
- ・ 職員の健康管理、労務管理：（役職、氏名）
- ・ 衛生管理：（役職、氏名）

（必要に応じ、開催頻度や運営方法等を記載する）

1.2. 指針・手順書の作成・整備

平時及び感染発生時における薬局業務の適切な対応等を維持・確保するとともに、薬局内または患者の居宅等において、安全かつ適切で、質の高い医薬品提供ならびに薬剤師サービスの提供を図り、薬局利用者、薬局職員、取引先関係者等の健康と安全を守るための「指針」を定めるとともに、当該指針に基づく「手順書」を作成する。

研修・訓練（1.3. 参照）を通じて手順書の点検を行い、必要に応じて指針・手順書の見直しを行う。

1.3. 研修・訓練の実施

職員自身の健康を維持するとともに、薬局を利用する地域住民・患者の健康を守り、必要な薬局機能および薬剤師サービスを提供できるよう、衛生管理および感染対策を適切に行うため、職員を対象とした研修・訓練を年1回以上実施する。

研修の内容や方法について、当薬局の対応を手順書において定める。

1.4. 職員の健康管理

職員の健康管理について、当薬局の対応を手順書において定める。

1.5. 薬局の衛生管理

(案)

薬局の衛生管理について、当薬局の対応を手順書において定める。

1.6. 備蓄

薬局の衛生管理、職員の健康管理に必要な物品を備蓄する。当薬局の対応を手順書において定める。

2. 発生時の対応

以下の対応を手順書において定める。

- ・ 医療機関や行政等との連携
- ・ 業務場面に応じた感染拡大防止策

<変更・廃止手続>

本指針の変更及び廃止は、理事会の決議により行う。

(薬局の実情に応じて記載する)

<附則>

本指針は、○年○月○日から適用する。

(案)

薬局における感染対策のための手順書作成の考え方

1. 職員の健康管理

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- ・ 日常の健康監視の基準（検温等）
- ・ 就業制限・就業禁止の基準
- ・ 職員のワクチン接種歴の把握
- ・ 感染対策の実施状況の定期的な確認

【手順書作成に当たっての考え方】

- ・ 本文「第2章 2. 薬局における感染対策の体制づくり」を参照
- ・ 本文「第1章 5. ワクチンによる感染症の予防」を参照

2. 研修・訓練

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- ・ 開催頻度・時期
- ・ 対象者
- ・ 内容・方法

（内容については、本文を踏まえ、以下）

研修項目	学すべき事項
1. 標準予防策と経路別予防策	1) 標準予防策の概要 2) 感染経路別予防策の概要
2. 洗浄・消毒・滅菌	1) 洗浄、消毒、滅菌、政争の基本的事項（定義、ス波尔ティングの分類など） 2) 洗浄、消毒、滅菌の種類と方法
3. 血液粘膜暴露対策	1) 針刺し・切創等の血液・体液暴露対策
4. 個人防護具の適正使用	1) 個人防護具（マスク、グローブ、フェイスシールド、ガウン等）の適正使用
5. ワクチンによる感染症の予防	1) ワクチンの分類 2) ワクチンで予防可能な疾患 3) ワクチンによる副反応
6. 感染微生物と検査	1) 感染微生物の検査方法 2) 検査結果の意義
7. アウトブレイク対策	1) アウトブレイクの原因となる代表的な病原体 2) アウトブレイク対策

【手順書作成に当たっての考え方】

- ・ 本文「第2章 2. 薬局における感染対策の体制づくり」を参照

(案)

3. 薬局の衛生管理

(1) 標準予防策

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- ・手洗い、手指衛生の手順
- ・手袋の取扱い、使用の手順
- ・个人防护具の取扱い、使用の手順
- ・薬局の設備・備品等の清掃
- ・特に注意する場面

(例)

- ・嘔吐
- ・トイレの清掃

【手順書作成に当たっての考え方】

- ・本文「第1章 1. 標準予防策と感染経路別予防策」を参照
- ・本文「第1章 2. 洗浄・消毒・滅菌」を参照

(2) 薬局の衛生管理

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- ・薬局利用者への周知事項（咳エチケットの実施、感染症（疑い含む）のマスク着用等）
- ・感染症（疑い含む）者とそれ以外の患者を分けて対応できる方法（動線など）
- ・換気
- ・感染性廃棄物の処理
 - ・廃棄物の分別、梱包、表示、バイオハザードマーク
 - ・保管場所・保管手順
 - ・廃棄手順
- ・針刺し・切創事例に対する対応

【手順書作成に当たっての考え方】

- ・本文「第1章 1. 標準予防策と感染経路別予防策」を参照
- ・本文「第1章 3. 血液粘膜暴露対策」を参照

(注) 検体測定室を有する薬局においては、「検体測定室に関するガイドライン」（厚生労働省医政局）を遵守すること。

3. 感染対策に必要な物品の備蓄

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- ・備蓄する物品・数量

(案)

- ・ 物品購入先の連絡先（リスト）
- ・ 使用期限等の点検
- ・ 開封後の使用期限の施設内基準

【手順書作成に当たっての考え方】

- ・ 本文「第2章 2. 薬局における感染対策の体制づくり」を参照

4. 医療機関や行政等との連携

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- ・ 感染症情報の収集先
- ・ 地域の医療体制の情報収集先
- ・ 都道府県の感染症対策部門、薬剤師会等地域の医療関係団体の連絡先・連絡方法

【手順書作成に当たっての考え方】

- ・ 本文「第2章 1. 感染対策における平時及び緊急時の医療機関や行政等との連携」を参照

5. 業務・場面に応じた感染拡大防止策（発生時の対応）

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

（注）感染症の感染経路（空気、飛沫、接触）を踏まえて検討すること。

- ・ 待合室、販売スペースの感染対策
- ・ 調剤室、応対カウンターの感染対策
- ・ リスクの高い場面については個別に対応を検討することが望ましい
（例）
 - ・ 吸入薬指導時
 - ・ 小児などマスクが着用できない者への対応時
 - ・ 患者居宅
- ・ 来局者への対応
- ・ 取引先等への対応
- ・ 職員への対応

【手順書作成に当たっての考え方】

- ・ 本文「第1章 4. 新型コロナウイルス感染症や類似の新興感染症への対応（患者や疑い患者の対応に必要な環境整備・個人防護具の適正使用、環境消毒等を含む）を参照
- ・ 本文「第1章 7. アウトブレイク対策」を参照